

令和元年度 第4回 公共事業等審査会 議事概要

- 1 日 時：令和元年12月3日（火）14:00～16:30
- 2 場 所：ひょうご女性交流館5階 501号室
- 3 出席者：藤田会長、足立委員、飯塚委員、奥見委員、小谷委員、桜間委員、津田委員、野崎委員
- 4 議 事：
継続事業（審議案件）の説明、質疑、審査
(1) 街路事業 都市計画道路 園田西武庫線〔藻川〕
(2) 港湾事業 姫路港廃棄物処理施設整備事業
報告事項
(1) 事後評価
①海岸事業 田之代海岸 海岸環境整備事業
②市街地再開発事業 三田駅前Bブロック地区市街地再開発事業
③県営住宅整備事業 明石松が丘住宅建設事業
(2) 完了年度を過ぎる事業・事業費が大幅に増額する事業

<議事結果>

継続事業2件すべて「継続妥当」

<議事概要>

〔継続事業〕

- (1) 街路事業 都市計画道路 園田西武庫線〔藻川〕

【県から継続評価調書に基づき説明】

○委員

- ・用地補償の件数について、計画の見直しによって11件減っているが、もともとは41件だったのか。現在19件が契約済みとなっているが、残り何件残っているのか。

○県

- ・はい。今の計画では用地補償は30件で、残り11件残っている。

○委員

- ・完成年度の間際まで用地補償を行う工程になっているが、それらは、かなり難航しそうなのか。

○県

- ・現在、難航しているのは1件で、残りは、地権者の都合で、事業期間の最後にも買収してほしいと言われている物件がほとんどのため、工事に支障の生じない範囲で、後年度に買収予定である。その他、単価の折り合いがつかないところもある。

○委員

- ・用地補償が令和4年までかかり、その後に工事着手するとなると、さらに工期が延びてしまうのではないか。
- ・左岸アプローチ部は、用地補償がうまくいなくて工事が止まっていたのか。

○県

- ・令和4年度に用地買収を計画している部分は、用地取得すれば、工事は1年で完了する。
- ・左岸アプローチ部は、用地買収の難航により、着手が遅れた。

○委員

- ・令和元年度から工事は着手をしているが、用地取得できたところから工事をしているのか。

○県

- ・現在、道路となっている範囲でできる工事を行っている。また、用地取得できたところから、順次工事を進めていく。

○委員

- ・地元説明に2年半かかっているという説明があったが、地元の要望を受けて計画を変更したのか。それで地元が納得したので、工事を進められる状況になったのか。

○県

- ・例えば、左岸側では、堤防の坂路の計画を変更し、付替BOXを設置した。これは、当初計画では無かったもので、この堤防上の道路が、地元住民の散策路になっており、その連続性を確保してほしい、という要望に基づくものである。このような地元調整に加え、堤防上であることから、河川管理者である国との協議等もあったため、相当な時間を要した。

○委員

- ・本工区の近くに移転してくるのは、市役所本庁舎ではなく、支所か。

○県

- ・園田支所である。

(2) 港湾事業 姫路港廃棄物処理施設整備事業【県から継続評価調書に基づき説明】

○委員

- ・B/C算出における輸送コスト減少便益について、浚渫した土砂は、沖の海上に投棄されるということで、運搬距離が具体的に153kmと書かれているが、その場所はどのあたりを想定しているのか。

○県

- ・想定している海洋投棄の場所は、外海50海里まで運んで海洋投棄するというルールになっているため、鳴門海峡から沖50海里のところを想定して、姫路港からの距離が約150kmとなる。ただし、これはB/C算出のため想定しているもので、実際は海洋投棄をしないように、近くで浚渫土砂の処分場を設け、港湾管理者自らが処理していくというのが一般的なルールである。

○委員

- ・浚渫土砂の残容量が470千m³となっているが、これを3で割った量ぐらいが、毎年受け入れられるのか。

○県

- ・港湾工事で発生する浚渫土砂を、残り3年間で、約50万m³が受け入れ可能である。各年度で受け入れる土砂量は同じではないが、平均すれば毎年約16万m³を受け入れる形になる。

○委員

- ・これを上回ることはあるのか。

○県

- ・受け入れできる土砂量が決まっている。処分場がたくさんあれば、もっと受け入れることも可能だが、現在、播磨地域で受け入れできる処分場は、この箇所だけである。西隣の浜田地区が受け入れできるまでの間は、この箇所で受け入れを行っていく。

○委員

- ・前回の審査会意見と対応として、将来的に緑地と位置づけられている南護岸に接する区について市及び地元住民の意見を聞きながら親水空間の創出等に努めること、と書いてある

が、具体的に進んでいるのか。話し合いはしているのか。

○県

- ・工事が完了していないため、今後、全部埋め立てが完了してから、緑地を整備していく。実際供用する時期が、もう少し先のため、今後、市や地元の方と調整する機会をもっときたいと考えている。

○委員

- ・住民の方は、ここに緑地ができることを知っているのか。

○県

- ・港湾の埋立地で、かなり沖に位置しているため、直接住民の方が、日常的に利用されるような施設になるのかということも含め、市と調整していきたい。

○委員

- ・工業用地の海側にある緑地になり、一般市民が利用するような緑地というふうには考えにくい感じもするが、どのような活用ができるのか。

○県

- ・臨海部の埋立面積に対して、一定程度の緑地、公開空地をとるということに基づいており、港湾の利用者が使う緑地として、土地利用の位置づけがなされている。ただ実態としては、陸側から車で入れるよう、道路等も整備するので、例えば臨海公園のような利用もできる。具体的な、完成後の利活用については、今後、地元の方も含めて調整していきたい。

○会長

- ・浜田地区の処分予定地について、この整備にはまだ着手していないのか。

○県

- ・浜田地区は、もともと木材を水面保管するための貯木場で、木材利用が減ってきた関係で、この部分をどのように利活用していくかという議論の中から、埋め立てして工業用地にすることで、港湾計画に位置づけた。それに基づき、現在、埋立免許取得の作業を進めている。浜田地区は、今回の網干沖地区のように、両側を全部閉め切らないと土砂の投入ができない場所ではないことから、次の浚渫土砂の受け入れ場所として見込みが立っている。

〔報告事項〕

(1) 事後評価

①海岸事業 田之代海岸 海岸環境整備事業【県から事後評価調書に基づき説明】

○委員

- ・人工リーフとはどのようなものか。また、材料は何でできているのか。
- ・海水浴では、そこまでは泳いで行けるのか。

○県

- ・人工リーフは、一定程度の幅をもった浅瀬により波を減衰させ、それより内側には大きな波が打ち寄せないようにする施設である。海の中に捨石を敷き詰めた構造物になっている。
- ・人工リーフの手前まで泳げる。

○会長

- ・このリーフのかぶり水深はどれぐらいか。

○県

- ・リーフの天端がT.P. -2.3mで、ハイウォーターレベルがT.P. +0.5m、ローウォーターレベルがT.P. -0.8mなので、潮が引いたときで、1.5m程度である。

○会長

- ・最初に養浜したあと、それ以降砂の補給を全くしていないのか。

○県

- ・今のところ補給していない。養浜後、10年程度経過しているが、砂浜は安定していると評

価している。

②市街地再開発事業 三田駅前Bブロック地区市街地再開発事業

【県から事後評価調書に基づき説明】

○委員

- ・この整備は、A、B、C、Dブロックとあるが、全体の整備が完了した段階で、全体の事後評価は行なわないのか。
- ・このような大規模な再開発は極めて長期にわたらざるを得ない。当初計画していたものと、工期が終わるころには社会情勢も変わっていると思う。この事業が、全体として、どれだけ県民に対して効果があったかということは、振り返っておくべきだと思う。当初計画と違ってくことや、A・B・C・Dのそれぞれの新しさ、古さもあると思うが、全体の機能性や市民生活に対する影響を評価しておくことは、今後の県政に有益だろうと思うので、提案する。

○委員

- ・これだけの大規模な再開発なので、この4つのブロックができたことによる相乗効果、全体としての完成形に対しての効果というのが、住民の方に一番説得力があると思うので、事業評価の視点として、今後考えていただきたい。例えば、歩行者の増加について、Bブロックだけでは、商業床が整備されてないため、その観点での評価は難しいと思う。全体を対象とすれば、様々な観点からもっと大きな再開発事業の効果が説明できると思う。

○県

- ・Cブロック地区の完了予定が令和7年度のため、事業完了5年以内に、この地区の事後評価を行う。その際に、全体としての評価も盛り込みたい。

○委員

- ・再開発-7で、保留床処分の実行性など特定業務代行者の選定に約3年要したとあるが、これは、民間企業で手を挙げる方がいなかったからなのか。それとも、挙げていたが、要件を満たすものがいなかったのか。

○県

- ・数社の提案があったが、要件に合わないところもあり、合意に至らず、結果的に3年要した。

○委員

- ・要件に合わなかったというのは、民間企業から見て、ここで利益を上げるのが難しいということだったのか。

○県

- ・再開発組合と提案のあった事業者との間で、折り合いがつかなかった。

③県営住宅整備事業 明石松が丘住宅建設事業【県から事後評価調書に基づき説明】

○委員

- ・この明舞団地は、かなり古い団地だったので、当初は面積が狭い住戸で、今はゆとりのある住戸になったと思うが、それで家賃は上がっているのか。

○県

- ・家賃については、住戸の大きさ・収入によっても異なってくる。例えば、一番収入の低い方が一番小さいタイプに入る場合だと、当初の計画段階では、10,000円が26,000円に上がる予定だったが、実際は10,000円が22,500円に上がった。

○委員

- ・今後も県営住宅の建替えがあると思うが、住人が高齢化していく中で、それだけの家賃を払っていけるのか。広くなることは良いが、狭いところでつましく暮らすという暮らし

方もあるのかなと思うが、今後の展望はいかがか。

○県

- ・現在、建替事業においては、型別供給（S・M・L・O）として、小さいタイプがSタイプ、中ぐらいがMタイプ、少し大きなのがLタイプという形で供給している。これまでとは違い、約2割がSタイプ、5割がMタイプで、ひとり暮らし、二人暮らし用の住戸をメインとして県営住宅の整備を進めている。
- ・家賃については、県独自の取組として、収入の少ない方には減免措置を設けているので、そのような制度を活用していただきながら、住んでいただいている。

○委員

- ・家賃が支払えなくて、出ていかれた方もいるのか。

○県

- ・基本的には、県営住宅から出ていくということではない。ただ、家賃は少しでも安いほうがいいと言う方は、建替えを行わない近くの古いタイプの県営住宅に移られる方もいる。

○委員

- ・県営住宅には、セーフティーネットとしての役割があると思うので、その役割を十分果たしていただけるようお願いしたい。

○県

- ・減免措置については、なるべく柔軟に対応している。また、家賃については、経過年数係数というもので算定するため、新しい住戸は家賃が高くなる。今、いろいろな型式の住宅を提供しているので、なるべく、そこで末永く住んでいただければと考えている。

○委員

- ・県営住宅の全体像がどういう方向に向かっていて、その中で個々の団地がどうなっているかについて教えていただければ、分かりやすいかと思う。

○県

- ・県営住宅について、現在の計画では令和7年度までに50,700戸を48,000戸に減らす計画としている。5年ごとに見直ししており、次の見直しは令和3年になるが、については、住宅審議会でも審議いただきながら、見直ししていきたい。
- ・その流れを踏まえ、建替事業を順次行っているが、現在の戸数よりも少なく建替えを行っている。

○委員

- ・古い団地の再生というのは、大変な事業だと思う。居住水準が向上していることも良いこと。建替えによって、若い世帯の人が移ってくる効果も当然期待されていると思うが、この事業によって、他から移ってくる人はどれぐらいあったのか。
- ・有効性の中で、賑わいの創出ということが書いてあるが、これは戸数自体が減っている中で、その賑わいの創出というのは、どういう意味なのか。

○県

- ・賑わいの創出については、その団地内での賑わいで、高齢化が進んでいる中で、地区外との交流という意味で、賑わいの創出と書いている。例えば、集会場を使って、月に一回、こども食堂が実施されている。近隣のお子様連れの世帯と、団地内の高齢者や若者の世帯等の交流する取組が行われていて、活性化が図られていると考えている。

○県

- ・特定入居という優遇措置をとっている。募集するときに、若年層で新婚子育て層、母子・父子家庭の方に多く入っていただけるよう、3割の特別枠をとって入居していただいている。その中で、いろんな年代層が入れるような工夫している。

○県

- ・若者と高齢者の割合は持ち合わせていないが、明舞団地内の県営住宅の空きは、4月から

70世帯ほど。募集かけた結果、人気があり2.4倍の倍率である。

(2) 完了年度を過ぎる事業・事業費が大幅に増額する事業

○委員

- ・道路・街路事業の関係で、用地買収が遅れているという話が頻繁に出てくる。事業規模によって違うとは思いますが、この用地買収というのは、一般的にどれぐらいの期間をみるものなのか。

○県

- ・事業規模、買収面積、物件の数によるが、概ね2年か3年程度が一つの目安となる。収用については、全体の8割程度が買収できたとき、又は用地買収に着手（用地幅杭を設置）してから概ね3年が目安となっている。

○委員

- ・法華山谷川の河川改修事業では、交付金部分で17億円の増額があったのか。

○県

- ・流域内で広範囲にわたり床上浸水が発生したため、床上浸水対策特別緊急事業の補助金97億円と、交付金48億円と合わせて145億円の事業を実施している。このうち、交付金部分で17億円の増額があった。

○会長

- ・本庄川・塩屋川で、水門の両端はどのような構造になるのか。

○県

- ・最終的にはコンクリート壁で閉める。

○会長

- ・国衛地区のほ場整備の埋蔵文化財は、最終的には埋め戻すのか。

○県

- ・当初から全面発掘調査は行わず、文化財がある高さが概ね分かっているため、その文化財を傷めないように土を持ってきて、その上に工事をする。用排水路の部分については、文化財部分を掘削するため、そこは全面発掘調査を行い、写真や資料を全部整理して記録保存という形で、後々伝えていくということになっている。

○会長

- ・歴史的に重要なものが出たのか。
- ・発掘されたものは、どこかに展示するのか。

○県

- ・今回出てきたものは、奈良時代前半、西暦700年ぐらいのもので、掘立柱建物の跡が7棟、土師器や須恵器100点以上などが見つかった。
- ・記録保存という形で写真などを保存する。出土品については、市で保管する形になっている。

以 上